

鞍手町地域防災計画

地 震 対 策 編

平成 30 年 1 月
鞍手町防災会議

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的	1
第2節 被害を最小化するために重点を置くべき事項	3
第3節 計画の効果的な推進	4

第2章 地震防災面から見た福岡県の特性

第1節 福岡県の地震特性	5
第2節 福岡県の地震災害	6
第3節 将来県内に影響を与える地震	7
第4節 地震被害想定	8

第3章 防災関係機関

第1節 趣旨	9
第2節 防災関係機関の責務	9
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10

第4章 町民及び事業者の責務

第1節 趣旨	22
第2節 町民	22
第3節 事業者	22

第2編 地震予防計画

第1章 地震に強いまちづくり

第1節 基本的な考え方	23
第2節 地震に強いまちづくり	23
第3節 防災知識を深めるための取り組み	24
第4節 実践的な防災訓練の実施	26
第5節 自発的な支援への環境整備	27
第6節 情報の収集・伝達体制	27

第2章 予防対策の推進

第1節 基本的な考え方	28
第2節 火災予防対策	28
第3節 危険物等災害予防対策	29
第4節 建築物等災害予防対策	29

第 5 節	地盤災害等予防対策	30
第 6 節	公共土木施設等の災害予防対策	31
第 7 節	避難対策	34
第 8 節	防災活動体制の整備	36
第 9 節	地域への救援対策	37
第 10 節	要配慮者への対策等	39
第 11 節	各種データの整備保存	39

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

第1章 災害時応急活動

第 1 節	趣旨	40
第 2 節	活動体制の確立	41
第 3 節	情報の収集・伝達	44
第 4 節	通信連絡	48
第 5 節	応援要請	48
第 6 節	広報活動	49
第 7 節	避難活動等	49
第 8 節	災害拡大防止活動	52
第 9 節	緊急輸送活動	53
第 10 節	交通確保対策	53
第 11 節	社会秩序維持活動	53
第 12 節	地域への救援活動	54
第 13 節	関係者との連携協力の確保	54
第 14 節	ライフライン等施設の応急対策	55
第 15 節	教育対策	55
第 16 節	労務の提供	56
第 17 節	要配慮者対策	56
第 18 節	災害応急金融対策	56
第 19 節	災害応急融資	57
第 20 節	二次災害の防止	57
第 21 節	自発的支援の受け入れ	57

第2章 自衛隊の災害派遣

第 1 節	災害派遣要請ができる範囲	58
第 2 節	災害派遣要請の手続き	58
第 3 節	派遣部隊の受け入れ体制	58
第 4 節	派遣部隊の業務及び撤収等	58

第4編 災害復旧・復興対策

第5編 重点的な取り組み

第1章 重点的な取り組みの趣旨

第2章 命を守る対策

第1節 強い揺れから身を守る対策 61

第3章 命をつなぐ対策

第1節 応急対策活動体制等の整備 62

第2節 広域避難体制等の整備 62

第3節 避難所等の整備 62

第4章 震災に強い人・地域づくり対策

第1節 町民等に対する防災知識の普及 64

第2節 町民への防災教育 64

第3節 児童・生徒に対する防災教育 66

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

鞍手町地域防災計画（地震対策編）（以下「地震対策編」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震災害から、町民の生命、身体及び財産を保護するために、町における防災上必要な諸施策の基本を、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、町民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、地震災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

第2 国・県の防災計画との関係

この計画は、国の定める防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

第3 計画の修正

この計画は、防災対策基本法第42条の規定により検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを鞍手町防災会議（事務局：鞍手町総務課）に提出する。

第4 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第5 本計画の構成は次のとおりである。

第1編 総則

鞍手町に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、町及び防災関係機関が地震に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

第2編 地震予防計画

地震予防対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策の基本的事項及び重点的に取り組む対策を規定する。

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

地震発生直後から応急対策に至るまでの間において、鞍手町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制等の対策を規定する。

第4編 災害復旧・復興対策

地震発生後の応急対策後、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標など取り組むべき対策について規定する。

第5編 重点的な取り組み

地震対策として、特に重点的に取り組むべき事項について規定する。

第2節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

第1 最大クラスの地震対策

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年（平成17年）3月20日に福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生した。また、2016年（平成28年）4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動（平成28年熊本地震）では福岡県久留米市、柳川市、大川市及びみやま市で最大震度5強を記録し、鞍手町においても震度4を記録している。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。

現在、町では津波による被害は想定されてないが、地震災害対策の基本的な考え方として、町民の生命は最大クラスの地震でも守ることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期することとする。

第2 基本的な視点

対策を進めるに当たり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じ、また、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮することとする。

第3 自助・共助・公助の役割

全体の地域防災力の向上を図るために、町をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、町民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていることを支援し、町や県はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進めることとする。

第3節 計画の効果的な推進

第1 鞍手町防災会議は、自然的、社会的条件等を踏まえて、地震対策編に記述する各事項を検討し、鞍手町地域防災計画に修正を加えるものとする。

第2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、地震対策編に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとする。

第3 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- (1) 地震対策編に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員の周知徹底
- (2) 地震対策編、マニュアルの定期的な点検結果や訓練等から得られた教訓の反映
- (3) 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

【注記】本計画における用語について

用語	説明
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関
県	福岡県の部局及び出先機関、教育委員会等
市町村	市町村の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）
消防機関	消防本部、消防局、消防署、消防団
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業
避難場所	津波や地震などの災害から一時的に避難する場所
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設
指定避難所	避難所のうち町が指定する施設

第2章 地震防災面から見た福岡県の特性

第1節 福岡県の地震特性

地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）に基づき設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した「日本の地震活動 改訂版ドラフト」で本県の地震特性は次のように記載されている。

（1）福岡県

過去から現在までの地震活動

福岡県に被害を及ぼす地震は、主に以下のタイプの地震です。

- ・陸域や沿岸部の浅い場所で発生する地震

県北部で発生した地震

福岡県北部で発生した被害地震としては、1898年（明治31年）の糸島の地震（マグニチュード6.0）がよく知られています。この地震は日向岬一小笠木岬断層帯に近い、福岡市の西方の浅いところで発生しました。1日半後にはマグニチュード5.8の地震が発生し、被害は主にこちらの地震で生じました。これらの地震による死者はいませんでしたが、負傷者3名、家屋の破損、道路や堤防の破損が多数発生しました。被害の程度から震源域付近（糸島半島）では震度5相当で、一部地域では震度6相当の揺れであったと推定されます。この地震が日向岬一小笠木岬断層帯の一部の活動であるかはまだ分かっていません。さらに、1929年（昭和4年）には博多湾付近でM5.1、1930年（昭和5年）には糸島郡の雷山付近でマグニチュード5.0の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じました。最近では、2005年（平成17年）に福岡県西方沖（当時の震央地名、現在の震央地名は「福岡県北西沖」）の地震（マグニチュード7.0）が発生しました。なお、福岡県西方沖（福岡県北西沖）の地震により、気象庁で震度データベースが整理されています。1926年（昭和元年）以降では、初めて福岡県内で震度5以上の揺れが観測されました。この地震の後には現在でも小さい余震が発生しています。

第2節 福岡県の地震災害

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード	県内の主な被害
679（天武7）	筑紫	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅2丈、長さ3千余丈の地割れが生じた。
1707.10.28（宝永4）	（宝永地震）	8.6	（南海トラフ巨大地震）筑後でも死者・家屋全壊があった。
1848.1.10（弘化4）	筑後	5.9	柳川で家屋倒壊あり。
1854.12.24（安政1）	（安政南海地震）	8.4	（安政東海地震の32時間後に発生、二つの地震の被害や、津波被害と区別困難）
1854.12.26（安政1）	伊予西部	7.4	小倉で家屋倒壊あり。
1889.7.28（明治22）	熊本	6.3	柳川付近で家屋倒壊60棟余。
1898.8.10（明治31）	福岡市付近	6.0	負傷者3人。糸島郡で家屋全壊7。
2005.3.20（平成17）	福岡県西方沖	7.0	死者1人、負傷者1,204人、家屋全壊144棟。
2016.4.14（平成28）	熊本県熊本地方	7.3	福岡県南部で最大震度5強。熊本県において死者204人（平成29年2月28日現在）。

第3節 将来県内に影響を与える地震

第1 県内にある主な活断層と被害を及ぼす海溝型地震

福岡県の主要な活断層は、北九州市と福岡市の中間に位置する西山断層帯と、県南部で東西方向に延びる水縄断層帯がある。また、玄海灘から福岡平野にかけて警固断層帯が伸びている。

また、福岡県周辺には海溝型地震の震源域はないが、南海トラフ沿いの巨大地震で被害を受ける可能性もある。

第2 地震動予測

県内の多くの地域では、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率はやや高いと推定される。中でも、瀬戸内海沿岸の地域では、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内で発生する地震やフィリピン海プレートで発生する地震の影響、博多湾沿岸の地域では警固断層帯による地震の影響が大きく、さらに各地域でのやや軟弱な地盤の影響により、強い揺れに見舞われる可能性が高くなっている。

第4節 地震被害想定

第1 被害想定結果

地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）における被害想定結果（鞍手町）

1 人的被害の想定結果

	小倉東断層			西山断層			警固断層			水縄断層		
	南西 下部	中央 下部	北東 下部									
死者	0	1	0	5	7	5	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	89	53	302	354	290	20	64	0	0	0	0

2 建物被害の想定結果【西山断層（破壊開始：中央下部）】

木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)								合計(棟)		木造建築		非木造建物			
全壊	半壊	SRC造・RC造		S造		軽量鉄鋼造		その他		小計		全壊 大破	半壊 中破	被害率(%)		被害率(%)	
		大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破			全壊	半壊	大破	中破
120	157	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	120	158	1.3%	1.7%	0.0%	0.0%

3 生活支障の想定結果【西山断層】

居住の制約	世帯数	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
		7507	2947	39.3%	6781	90.3%	2731
電気の制約	世帯数	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
		7507	2902	38.7%	6772	90.2%	2687
情報通信の制約	契約口数(世帯)	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
		13841	0	0.0%	1087	7.9%	0
教育の制約	施設数(箇所)	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
		7	0	0.0%	0	0.0%	0

4 ライフライン被害の想定結果【西山断層】

上水道管被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)
	27	0.19%	63	0.45%	25	0.18%
下水道管被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)
	1	0.02%	5	0.12%	1	0.02%
電力(電柱)被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)
	1	0.02%	3	0.07%	0	0.0%
電話(電話柱)被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)
	0	0.00%	2	0.07%	0	0.0%

第3章 防災関係機関

第1節 趣旨

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携、協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行することとする。

第2節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るとともに、職員の地震及び津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。また、防災業務の実施に関して次の責務を負う。

第1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 鞍手町

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務に関すること ・市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・防災施設の整備に関すること ・防災に係る教育、訓練に関すること ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ・給水体制の整備に関すること ・管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること ・災害危険区域の把握に関すること ・各種災害予防事業の推進に関すること ・防災知識の普及に関すること ・避難行動要支援者の安全確保に関すること ・企業等の防災対策の促進に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ・帰宅困難者対策の推進に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水防・消防等応急対策に関すること ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ・避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ・災害時における文教、保健衛生に関すること ・災害広報及び被災者からの相談に関すること ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ・復旧資機材の確保に関すること ・災害対策要員の確保・動員に関すること ・災害時における交通、輸送の確保に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること

災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・市町村所管施設の被災状況調査に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ・市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
------	--

第2 福岡県

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務に関すること ・福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・防災施設の整備に関すること ・防災に係る教育、訓練に関すること ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ・防災知識の普及に関すること ・避難行動要支援者の安全確保に関すること ・緊急消防援助隊調整本部に関すること ・企業等の防災対策の促進に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること ・帰宅困難者対策の推進に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・福岡県所管施設の被災状況調査に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ・物価の安定に関すること ・義援金品の受領、配分に関すること ・災害復旧資材の確保に関すること ・災害融資等に関すること
災害復旧	

第3 福岡県警察本部

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画に関すること ・警察通信確保に関すること ・関係機関との連絡協調に関すること ・災害装備資機材の整備に関すること ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災知識の普及に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達に関すること ・被害実態の把握に関すること ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ・行方不明者の調査に関すること ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ・不法事案等の予防及び取締りに関すること ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ・広報活動に関すること ・死体の見分・検視に関すること

第4 指定地方行政機関

	1 九州管区警察局
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・他の管区警察局との連携に関すること ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・警察通信の運用に関すること ・津波警報・注意報の伝達に関すること
	2 福岡財務支局
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資に関すること ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること
	3 九州厚生局
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報に関すること ・関係職員の現地派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
	4 九州農政局
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・米穀の備蓄に関すること ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・応急用食料の調達・供給に関すること ・農業関係被害の調査・報告に関すること ・災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること ・種子及び飼料の調達・供給に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被害農業者等に対する融資等に関すること ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ・土地改良機械の緊急貸付に関すること ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ・技術者の応援派遣等に関すること

	(九州農政局 福岡県拠点)
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること
災害予防	5 九州森林管理局（福岡森林管理署） <ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林・治山施設の整備に関すること ・林野火災予防体制の整備に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧対策用材の供給に関すること
	6 九州経済産業局
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
	7 九州産業保安監督部
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
	8 九州運輸局（福岡運輸支局）
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること ・宿泊施設等の防災設備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ・災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること ・緊急輸送命令に関すること
	9 大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底に関すること ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
災害予防	<p>1 0 第七管区海上保安本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること ・海上の流出油等に対する防除措置に関すること
災害予防	<p>1 1 福岡管区気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波に関する観測施設を整備すること ・地震・津波等に関する防災知識の普及に努めること ・緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること ・二次災害防止のため、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること ・災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること
災害予防	<p>1 2 九州総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関すること ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ・災害時における通信機器の貸し出しに関すること。
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保に関すること ・非常通信の統制、管理に関すること ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
災害予防	<p>1 3 福岡労働局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上の災害補償に関すること ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること

	1.4 九州地方整備局 国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 災害予防 ・気象観測通報についての協力に関すること ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること ・災害危険区域の選定または指導に関すること ・防災資機材の備蓄、整備に関すること ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ・水防警報等の発表及び伝達に関すること ・港湾施設の整備と防災管理に関すること 災害応急対策 ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること ・水防活動の指導に関すること ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ・災害広報に関すること ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること ・海上の流出油に対する防除装置に関すること ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること 災害復旧 ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること
--	---

第5 自衛隊（陸上自衛隊第4師団）

災害予防	・災害派遣計画の作成に関すること ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
災害応急対策	・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する

第6 指定公共機関

災害予防	1 九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社 ・鉄道施設の防火管理に関すること ・輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること
災害応急対策	・災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関すること ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
災害復旧	・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
災害予防	2 西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、 株式会社NTTドコモ（九州支社）、KDDI株式会社 ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
災害応急対策	・応急復旧通信施設の整備に関すること ・津波警報、気象警報の伝達に関すること ・災害時における重要通信に関すること ・災害関係電報、電話料金の免除に関すること
災害予防・災害 応急対策	3 日本銀行（福岡支店、北九州支店） ・銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ・各種措置に関する広報に関すること
災害予防	4 日本赤十字社（福岡県支部） ・災害医療体制の設備に関すること ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること
災害応急対策	・災害時における医療助産等の実施に関すること ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
災害予防	5 日本放送協会（福岡放送局） ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること
災害応急対策	・気象・地象予警報等の放送周知に関すること ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
災害復旧	
災害予防	6 西日本高速道路株式会社
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の設備と防災管理に関すること ・管理道路の疎通の確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災道路の復旧事業の推進に関すること
	7 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧資材等の輸送協力に関すること
	8 九州電力株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力の供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
	9 西部瓦斯株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備と防災管理に関すること ・導管の耐震化の確保に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
	10 日本郵便株式会社（九州支社）
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保 ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保

第7 指定地方公共機関

	1 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防火管理に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送施設の設備等安全輸送の確保に関すること ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること ・災害時における鉄道車両等による援護物資、避難者等の緊急輸送に関するこ ・災害時における鉄道通信施設の利用に関するこ ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関するこ
災害応急対策	
災害復旧	
	2 西部瓦斯株式会社、大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備と防災管理に関するこ ・導管の耐震化の確保に関するこ
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保に関するこ
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関するこ
	3 福岡県水難救済会
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水難等による人命及び船舶の救助に関するこ
	4 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関するこ ・災害時における報道の確保対策に関するこ
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等の報道周知に関するこ ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関するこ ・災害時における広報に関するこ
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災報道施設の復旧事業の推進に関するこ
	5 戸畠共同火力株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の電力供給の確保に関するこ
	6 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関するこ ・災害時における放送の確保対策に関するこ
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・地象予警報等の放送周知に関するこ

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への受信機の貸与に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
災害復旧	
災害予防	7 公益社団法人福岡県トラック協会 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること
災害予防	8 一般社団法人福岡県L P ガス協会 <ul style="list-style-type: none"> ・L P ガス施設の整備と防災管理に関すること ・L P ガス供給設備の耐震化の確保に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるL P ガスの供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
災害予防・災害応急対策	9 公益財団法人福岡県医師会 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護の活動に関すること ・負傷者に対する医療活動に関すること ・防災会議における行政関係機関及び都市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること。
災害予防	10 一般社団法人福岡県歯科医師会 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること ・災害時の歯科医療救護活動に関すること
災害応急対策	
災害予防	11 公益社団法人福岡県看護協会 <ul style="list-style-type: none"> ・災害看護についての研修や訓練に関すること ・要配慮者への支援に関すること ・避難所等における看護活動に関すること ・災害支援看護師の要請・受け入れ等の支援に関すること
災害応急対策	
災害予防	12 公益社団法人福岡県薬剤師会 <ul style="list-style-type: none"> ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること ・災害医療救護活動に関すること
災害応急対策	

	<ul style="list-style-type: none">・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること・医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること・避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること・その他公衆衛生活動に関すること
災害予防	13 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること・職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none">・福祉の観点から要配慮者への支援の充実に関すること・災害ボランティアの活動体制強化に関すること・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

第4章 町民及び事業者の責務

第1節 趣旨

町民及び事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努めるものとする。

第2節 町民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力など、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。

第3節 事業者

事業者は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。

第1 地震時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

第2編 地震予防計画

第1章 地震に強いまちづくり

第1節 基本的な考え方

第1 町等防災関係機関は、地震に強いまちづくりを行うために、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を行う。

第2 町は、県や国と連携しながら最大クラスの地震に対しては、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防衛によるまちづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の地震に対しては、町民の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化を進める。

第2節 地震に強いまちづくり

地震に強いまちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとする。

第1 地震に強い市街地の形成

町及び県は、まちの形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮するものとする。

第2 建築物の安全確保（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

- 1 町及び県は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとする。
- 2 町及び県は個人住宅の耐震化について、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。

第3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- 1 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進めるとともに、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- 2 町及び町民は、各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄を推進するものとする。

第4 交通及び通信施設の機能強化

- 1 防災関係機関は、道路、鉄道、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努めるものとする。

第3節 防災知識を深めるための取り組み

町のみならず、県全体での地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。このため、防災関係機関をはじめ、町民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取り組みを進めることとする。

第1 防災に関する知識の修得

1 防災に関する知識の修得

- (1) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した地震被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認・連絡方法（福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の水・食糧・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、ガラス飛散防止等）

5 応急手当方法の習得

6 県、市町村又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

7 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

第2 防災に関する広報及び啓発の実施

- 1 防災関係機関は自ら実施する取り組みや町民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとする。
- 2 県及び町は、地震発生時に町民自らが安全を確保し、家庭や事業所における家具転倒防止対策などの室内の安全対策や、住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施するものとする。
- 3 県及び町は、町民に対し、沿岸部にいた場合、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を継続して実施する。

第3 危険物を有する施設等における防災研修

消防署は、危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

第4節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、居住している地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、地域の企業などと協力して、実施することとする。

訓練後には、地域防災計画や対策計画などの点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行うこととする。

第1 災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、防災訓練を実施するものとする。

第2 防災訓練は、次の訓練を実施することとし、県は、町が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対して必要な助言と支援を行うものとする。

1 初動体制の確立訓練（要員参集訓練及び本部運営訓練）

地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

2 現地訓練

地震発生時に実際にを行うことを検証することを目的として、現地訓練を実施。この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施する。

3 情報収集・伝達等に関する訓練

情報通信機器の操作の習熟、災害発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者的人数等、各種情報の内容を精査し、取りまとめて、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達することを目的に訓練を実施する。

4 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

5 広域訓練

県及び隣接する市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

6 要配慮者等へ配慮した訓練（要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練）

町民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障がい者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努めることとする。

また、避難行動要支援者名簿も活用した訓練も行うこととする。

第5節 自発的な支援への環境整備

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第2章；地域防災力の育成－第8節；災害ボランティア活動の育成・活動支援を準用)

町、県、社会福祉協議会、N P O法人及び日本赤十字社等は、大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災者の大きな助けとなるため、こうした支援がスムーズに行われるための環境整備を進める。

第6節 情報の収集・伝達体制

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第4章；災害に備える体制の確立－第3節；情報の収集・伝達体制を準用)

防災関係機関は、地震発生時に、正確な情報を迅速に町民に伝えるとともに、防災関係機関相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平常時から情報の収集、伝達体制の確立や必要な施設の整備に努めることとする。

第2章 予防対策の推進

第1節 基本的な考え方

各分野における予防対策の方向性について明らかにすることとし、ここで示された方向性に基づき、具体的な予防対策を計画的に実施することを主眼とする。

このため、被害の大幅な軽減につながる対策については、地域目標（達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等）を策定し、対策を推進する。

第2節 火災予防対策

第1 消防施設等の耐震化

町は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機所等の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

第2 消防水利の強化

- (1) 町は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 町は、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

第3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

第4 市町村相互の応援体制の強化

- (1) 市町村は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び、相互に応援するよう努めなければならない。
- (2) 県は、市町村相互の応援協定の締結を促進し、市町村相互間の連携の強化を図るものとする。

第5 火災予防査察の強化

町は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

第6 住民に対する啓発

町は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して

住宅防火診断等を実施する。

第3節 危険物等災害予防対策

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第1章；災害に備える体制の確立－第9節；危険物等災害予防対策を準用)

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの地震発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図ることとする。

第1 講習会、研修会等の実施

第2 防災訓練の実施

第3 危険物施設等の安全確保

第4節 建築物等災害予防対策

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第1章；災害に備える体制の確立－第3節；建築物等災害予防対策を準用)

地震の強い揺れから身を守るための耐震・揺れ対策を推進する。

第1 建築物等の耐震性の向上

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。
- 2 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援を推進。
- 3 住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などによる指導・啓発を実施する。

第2 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。

第3 落下やブロック塀等の倒壊防止

建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を進める。

第4 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。

第5 地震保険の加入促進

地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、町民に対して地震保険に関する情報を提供する。

第5節 地盤災害等予防対策

町、県及び国は地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに、既存の予防対策を危険度に応じて実施することとする。

第1 地すべり対策

災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を連携して実施する。また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ることとする。

第2 急傾斜地崩壊対策

地震による崩落等の危険がある崖地の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、崩壊対策事業を推進する。また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ることとする。

第3 土石流対策

土石流危険渓流に対して、砂防ダム工、流路工等の防止施設の整備を図ることとする。また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ることとする。

第4 ため池崩壊対策

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、危険性のある地域に適切な情報提供を図るものとする。

第5 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川等の液状化対策の推進を図る。また、ハザードマップ等により、町民への危険性の周知に努める。

第6節 公共土木施設等の災害予防対策

町は、公共土木施設などにおいて、地震動による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

第1 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、地震防災緊急事業五箇年計画を中心に整備を図ることとするが、整備にあたっては、施設管理者は特に次の点に留意するとともに施設の維持管理を適正に行う。

1 河川管理施設対策

施設管理者は、排水機場や樋門等の地震に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保を図る。

2 道路施設対策

施設管理者は、道路、橋梁の安全性の確保を図る。

(1) 避難路及び橋梁

(2) 応急対策上重要な道路及び橋梁

3 公園広場などの施設対策

施設管理者は、緊急避難場所、応援活動拠点としての機能の確保を図る。

第2 ライフライン等の対策

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第1章；災害に備える体制の確立－第7節；ライフライン等の予防対策を準用)

施設管理者は、地震動に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備を図る。

特に、次の事項に留意するとともに、病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

1 水道

町は地震からの円滑な避難及びその後の避難生活を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(1) 上水道、工業用水道

緊急的な給水体制の整備を図る。

(2) 下水道

下水道施設対策を図る。

2 電力

九州電力株式会社は、緊急的な電力供給体制の整備を図ることとする。九州電力株式会社は、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施するものとする。また、関係機関は火災等の二次災害の防止に必要な利用者に

によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。九州電力株式会社が上記以外に行う措置は、別に定めるところによるものとする。

3 ガス

ガス施設管理者、町及び県は、地震からの円滑な避難を確保するため、火災などの二次災害防止に対し、利用者によるガス栓閉止など必要な措置に関する広報を実施するものとする。

西部瓦斯株式会社が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

4 通信

(1) 通信事業者は、緊急的な通信体制の整備を図る。

(2) 通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。西日本電信電話(株)(福岡支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

5 放送

(1) 放送事業者は、緊急的な放送体制の整備を図る。

(2) 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

イ RKB毎日放送(株)、(株)テレビ西日本、九州朝日放送(株)、(株)福岡放送、(株)エフエム福岡、(株)TVQ九州放送、(株)CROSS FM、ラヴエフエム国際放送(株)が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

第3 町が管理等を行う施設等に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保及び円滑な避難の確保を図る。

1 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、児童福祉施設、博物館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあっては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする児童生徒等に対する措置

ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記アに掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第7節 避難対策

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第3章；人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策－第4節；避難計画及び第5節；避難体制の整備を準用)

町は、地震発生後の火災や二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を推進するとともに、避難経路や避難場所、また、避難場所と避難所の違いなどについて、広報誌や防災マップなどにより、周知徹底に努めることとする。

また、町は、高齢者・障がい者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織などの協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備を進めることとする。

第1 一時的な避難

1 避難路・避難場所

町は、指定された避難所への避難が難しい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所及び避難経路を、町民とともに地域で選定する。

- (1) 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所表示などの標識を整備
- (2) 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知を徹底

2 保育所、幼稚園、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促すこととする。

3 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発時における保育所、幼稚園等の施設との連絡及び連携体制の構築に努めるものとする。

第2 長期的な避難

- 1 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定
- 2 避難所の運営方法についてあらかじめ設定
- 3 避難生活に必要な資機材などの整備他、必要な避難所機能を確保
- 4 避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め多様な避難場所を確保
- 5 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
- 6 学校を避難所として指定する場合には学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。
- 7 指定避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図る。
- 8 要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図る。
- 9 町民に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

第3 広域避難

町は、町外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難

場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ態勢を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

- 1 指定避難所として指定する際に併せて、広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。
- 2 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 3 県は、市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

第4 応急仮設住宅等

- 1 町は、災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅や空家などの整備、確保、把握に努める。
- 2 県及び町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備する。
- 3 町は災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努める。
- 4 町は、教育の早期復旧を鑑みて、原則的に学校敷地を応急仮設住宅の用地等としては使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第8節 防災活動体制の整備

地震発生時の初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図る。

第1 初動体制の整備

1 参集基準

参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図る。

2 訓練の実施

実践的な初動体制確立の訓練を実施する。

第2 防災関係機関相互の連携体制の整備

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取り組みを実施する。

第3 広域的な応援体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材などの広域的な調達体制を整備することとする。

第4 民間事業者との連携体制の整備

民間事業者と協定締結等を進め、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対策が行えるように努めることとする。（締結済支援協定については資料編を参照）

第5 複合災害への備え

町及び防災関係機関は、同時又は連續して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など）が発生した場合を想定した体制の確保に努める。

第9節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図る。

第1 飲料水・食糧等の確保（一般対策編 第2編；災害予防計画－第5章；災害応急対策・復旧対策の備え－第5節；緊急物資確保対策を準用）

- 1 3日分以上の飲料水、食料の個人備蓄を推進する。
- 2 指定避難所への飲料水、食料等の必要物資の備蓄を進めるとともに、指定避難所での井戸水の活用等の自活対策も整備を推進する。
- 3 民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図る。
(締結済支援協定については資料編を参照)
- 4 県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努める。
- 5 交通途絶を想定し、分散備蓄を推進する。
- 6 要配慮者の特性に配慮した備蓄を推進する。

第2 消毒、保健衛生体制の整備（一般対策編 第2編；災害予防計画－第5章；災害応急対策・復旧対策の備え－第6節；消毒・保健衛生体制の整備を準用）

- 1 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定める。
- 2 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定めておく。
- 3 災害時に発生する廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき等）に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定める。

第3 災害時医療対策（一般対策編 第2編；災害予防計画－第5章；災害応急対策・復旧対策への備え－第3節；災害時医療対策を準用）

災害時の医療救護活動に関する協定書に基づいた医療救護活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備等を進める。

1 災害時医療救護体制の整備

(1) 大規模災害時に、災害時医療救護計画が実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施するとともに、不断の見直しを行い、常に内容に検討を加えるものとする。

(2) 町は次の事項を実施することとする。

ア 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定するものとする。

イ 医療救護所、救護病院を設置し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。

ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

エ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 町及び県は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。
- (2) 医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。
- (3) 福岡県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備する。

3 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。
- (2) 町、県及び関係機関は、保有する機動力を効率的に活用する。
- (3) 医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

4 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

- (1) 町、県及び医療機関は、救急医療・広域災害情報システムの整備に努める。
- (2) 町、県及び医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。
- (3) 県は、必要に応じて、県内の災害派遣医療チーム（D.M.A.T）の出動を要請するとともに厚生労働省が設置するD.M.A.T事務局に対し県外からのD.M.A.Tの派遣を要請する。

第10節 要配慮者への対策等

(一般対策編 第2編；災害予防計画－第2章；地域防災力の育成－第6節；要配慮者対策を準用)

町は、地震発生時に身を守るために配慮が必要な方々への対策を進める。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者や避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第11節 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努めるものとする。

第1 各種データの整備保存

戸籍、町民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

第1章 災害時応急活動

第1節 趣旨

本編では、地震発生時の活動体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。実施する項目については、災害時初動態勢マニュアル等に基づき、毎年、必ず訓練などにより検証を行うものとする。

重　要　事　項

重　要　事　項

1 非常時における各自の役割の周知（平常時）

2 配備基準に従った各課配備者の決定（平常時）

3 配備基準

・震度4 ⇒ 第1配備要員（災害警戒本部）

・震度5弱以上 ⇒ 第2配備要員（災害対策本部）

・震度6弱以上 ⇒ 全職員（災害対策本部）

4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 本庁舎

5 災害対策本部長（町長）の代理者の順位 第1位 副町長（副本部長）

第2位 総務課長

6 初動体制

（1）勤務時間内に地震発生の場合は、配備基準に従い体制を構築

（2）勤務時間外に震度6弱以上の地震発生の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集（参集場所は災害対策本部とする。）

（3）家族の安全を確保した上で、参集することとし、被害調査、避難誘導、警戒、救出などに従事

（4）先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に優先順位を決定して実施

第2節 活動体制の確立

【担当；総務部、消防部】

町及び防災関係機関は、効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。町は、災害が発生した場合及び災害の発生するおそれがある場合、各機関があらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、迅速な初動の活動体制を整える。なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編－第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第2節；活動体制の確立に準ずる。

第1 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置基準及び動員体制 設置基準は下表のとおりとする。

配備基準	配備体制の区分	参集職員	参集場所
町内に震度4の地震が発生した時	災害警戒本部 (第1配備)	総務課 5名 建設課 3名 農政環境課 2名 福祉人権課 2名 上下水道課 3名 教育課 3名	各所属課
町内に震度5弱以上の地震が発生した時	災害対策本部 (第2配備)	総務課 10名 建設課 8名 農政環境課 5名 福祉人権課 5名 上下水道課 8名 教育課 7名 政策推進課 2名 地域振興課 2名 税務住民課 2名 保険健康課 2名 会計課 2名 議会事務局 2名	各所属課局
町内に震度6弱以上の地震が発生した時	災害対策本部 (第3配備)	全職員	各所属課局

2 災害対策本部設置の決定

災害対策本部は、総務課長の集約した地震情報・被害情報などの報告をもとに、町長が状況判断をし、必要と認めたとき、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置する。

3 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、地震災害が発生し、災害対策本部を設置した後、地勢・被害状況などを考慮して、必要であると判断される場合、被災地に本部事務の一部を補佐するために、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織及び配備者は、災害対策本部長（町長（又は代理者））が指示する。

第2 初動体制

1 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合、町は、直ちに第1配備、第2配備及び第3配備の基準に従い動員を行う。地震発生時に町長が不在の場合は、町長代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

2 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

(1) 震度4の地震が発生したとき

災害警戒本部（第1配備）における参集職員は自主的に災害対策本部に参集する。

(2) 震度5弱以上の地震が発生したとき

災害対策本部（第2配備）における参集職員は自主的に本災害対策本部に参集する。また、消防団員は、サイレン吹鳴並びに自主的に各分団格納庫に招集するものとする。

(3) 震度6弱以上の地震が発生したとき

全職員及び全消防団員は自主的に災害対策本部等に参集するものとする。

■震度6弱以上の地震が発生したときの職員の初動の流れ

1	緊急地震速報、揺れ	緊急地震速報が発表され、知覚した場合は、周囲に声をかけながら自らの命を守ることを最優先とする。
2	揺れのおさまった後	状況に応じて、家族の安否確認、避難路の確保、火の始末等を行うこと。
3	参集	(1) 動員命令を待つことなく、家族の安全を確保したうえで、直ちに参集の準備に取り掛かる。 (2) 近隣の被災状況を把握し、まず、人命救助・火災鎮圧の協力をする。 (3) 出発する際、ブレーカ遮断を近隣に呼びかけて、その後災害対策本部などへ参集する。 (4) すぐに参集することが困難な場合は、可能な限り速やかに所属長に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。
4	参集場所	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段を用いて災害対策本部に参集する。 (2) 各施設など外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 役場機関に参集できない場合は、近隣の避難所で情報把握避難所運営に協力する。
5	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については、事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
6	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各課長は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
7	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
8	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要因が確保された時点で、緊急初動態勢を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況の概略調査（総務課）
- 2 地震に関する情報などの調査（総務課）
- 3 関係機関などへの情報伝達（総務課）
- 4 災害対策本部の設置（総務課）
- 5 防災用資機材の調達・手配（総務課）
- 6 防災行政用無線などの情報伝達手段による住民への情報伝達（総務課）
- 7 支援物資調達準備計画の策定（総務課）
- 8 安全な避難場所への誘導（消防団）
- 9 避難所の開設（総務課）
- 10 広域応援要請の検討（総務課）

第3節 情報の収集・伝達

【担当；各部共通】

町及び防災関係機関は、応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとする。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心懸けることとする。

第1 地震に関する情報

気象庁からの地震に関する情報は以下のとおり。

1 緊急地震速報

緊急地震速報とは、気象庁が平成19年10月1日から一般に向けて提供している地震動の予報・警報である。地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源や地震の規模（マグニチュード）を推定して発表されるものである。

(1) 緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合

(2) 緊急地震速報（警報）の内容

ア 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

イ 強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

(3) 情報伝達手段

緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、携帯電話への緊急速報メール・エリアメール、テレビ・ラジオ（視聴時）などで伝達される。

2 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を知らせる。

(1) 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(2) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

(3) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(4) 情報伝達手段

震度速報は、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、テレビ・ラジオなどで伝達される。

(5) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合には震度1以上を観測した地震回

数情報などを発表する。

(6) 推計震度分布図

観測した各地の震度データを基に、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

3 津波警報（大津波警報）

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約2～3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表することとなっている。

しかし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えることとなっている。

第2 情報の収集・伝達

重 要 事 項
1 各防災関係機関との連絡方法の整備
2 発災後、直ちに次の被害状況の把握に努める
①人的被害 ②住家被害 ③火災の発生 ④避難の状況 ⑤道路、橋梁の損壊及び通行の可否 ⑥ライフラインの被災状況
3 被害状況は職員及び消防団員が参集途上において実施
4 被害報告
各課での情報の整理 → 不足する場合詳細調査及び整理 → 総務課で取りまとめ → 福岡県等関係機関に連絡 ※大規模災害時には情報が錯綜するので、落ち着いて確実な状況把握を心がけること ※重要と思われる情報については、隨時総務課に報告すること

第3 地震発生後の情報収集

町は災害が発生した場合に、速やかに所掌の情報を収集把握し、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

なお、本編に定めのない事項については、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第4節；情報の収集・伝達に準ずる。

1 被災状況などの情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されるため、当初は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、人命に関わる情報を最優先に収集し情報の精度を高め、順次、

状況を県に報告する。

2 被災状況などの把握

町は、必要に応じて、通信施設、樋門などの水防施設、公共施設など、特に防災活動の拠点となる公共施設他、避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視などを実施し、当該施設の被災状況などの把握に努める。

第4 活動状況の公表

町は、福岡県と応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

第5 県への報告

町は、震度4以上を記録した場合は、被害状況の第1報を福岡県に対して、また、震度5強以上を記録した場合は県及び消防庁に対し原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く報告するものとする。

第6 関係機関からの情報収集

町は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

■防災関係機関などとの連絡方法

鞍手町 ⇄ 福岡県	電話、福岡県防災・行政通信ネットワーク、防災・行政電話
鞍手町 ⇄ 直方警察署	電話
鞍手町 ⇄ 直方・鞍手消防本部	電話、消防無線、鞍手町防災行政用無線、小電力無線
鞍手町 ⇄ 鞍手町消防団	電話、鞍手町防災行政用無線、小電力無線
鞍手町 ⇄ 住民	電話、鞍手町防災行政用無線
鞍手町 ⇄ 九州地方整備局	電話、メール
直方・鞍手消防本部 ⇄ 鞍手町消防団	電話、消防無線

第7 被害規模の把握のための活動

町は、災害発生後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容されている負傷者の状況、119番通報の状況など被害の規模を推定するための関連情報の収集に積極的に当たる。

1 発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、各配備要員が参集途上において行う。従って、震度6弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が役場への参集途上において行う。

2 収集すべき被害情報

(1) 災害発生直後

1	人命における危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋などの建物の倒壊状況
3	火災などの二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	住民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気・水道・電話などライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止上必要な事項

(2) その後の段階

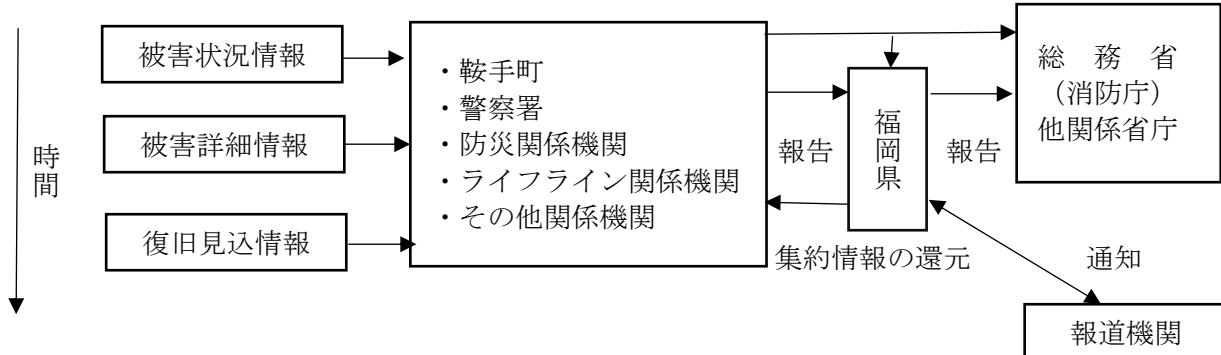
1	被害状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料・飲料水・生活必要物資などの供給状況
6	電気・水道・ガスなどライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

第8 被害調査の報告及び追加措置

前記第5により収集された情報は、各調査項目に担当課が取りまとめ、災害対本部（本部設置前は総務課）が県に報告を行う。

■被災状況等収集伝達計画応急対策フロー

×地震発生 →



(注) 1 国（総務省消防庁）への報告には、災害対策基本法第53条の規定に基づく内閣総理大臣への報告及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づく消防庁長官への報告があり、両者は一体的に行う。

2 通信途絶などにより、鞍手町から福岡県に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合などには、町から県に加えて直接国（総務省消防庁）にも報告が行われる。なお、県との連絡が回復した後の報告は、原則に戻って県に行う。

第4節 通信連絡

【担当；総務部、消防部、消防本部、警察署】

(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第5節；通信連絡を準用)

地震発生後、通信施設の管理者は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととする。さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとする。

第5節 応援要請

【担当；総務部、消防本部、警察署】

(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第6節；応援要請を準用)

町は、自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、他の防災関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心懸けることとする。応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を

結び、常に内容の検証を行う。

第6節 広報活動

【担当；総務部】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第7節；広報活動を準用）

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達することとする。

第7節 避難活動等

【担当；総務部、福祉健康部、教育部、消防部、消防本部、警察署】

第1 計画の方針

避難活動は、地震発生後の火災や、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、住民の安全確保を図り、災害の拡大を防止するために、必要に応じて避難勧告及び避難指示（緊急）を行い、避難誘導を行う。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災や災害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において、避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編；災害応急計画－第1章；災害時応急活動－第9節；避難活動等の定めるところによる。

第2 避難対策等

1 町は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関して、あらかじめ以下の事項について準備する。

（1）応急危険度判定士の派遣に係る訓練及び実施体制の確認

（2）避難所との相互通信の確保

ア 災害時優先電話

イ 衛星携帯電話

ウ 移動系無線設備

エ 消防無線

（3）避難者リストについては以下の事項を記入することとする。

ア 避難者、在宅避難者、帰宅困難者の別

イ 住所

ウ 氏名

エ 年齢

オ 性別

カ 連絡先

キ 住宅の被災状況

ク 特記事項（障害や持病、介助の必要性の有無及び必要な配慮等）

2 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品

の調達、確保並びに必要に応じて職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成するものとする。

3 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定められた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。

4 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

（1）町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

（2）地震が発生した場合、町は避難行動要支援者を収容する施設のうち、町が管理する施設については、収容者等に対して、必要な救護を行うものとする。

5 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は以下のとおりとする。

（1）外国人、出張者等の特性

ア 様々な地域から来ているため、災害の経験や知識についてばらつきがある。

イ 外国人については日本で発生する災害の基本的知識や避難行動について、日本人が通常は持つ知識を有していないことを前提に対応を考える必要がある。

ウ 土地勘がないため、いざというときの避難などの円滑な行動が容易ではない。

エ 外国人については、日本語が十分には理解できない方、話すことができない方々が多い。そのため、災害時の最新情報の入手や日本語によるコミュニケーションが困難となる。

オ 外国人については、文化の違いから集団行動にも慣れ親しんでいない場合があり、災害時の行動においてトラブルに発展する可能性がある。

（2）避難誘導等実施体制

ア 避難計画を作成する際は、自主防災組織と消防団が連携して、上記（1）に掲げる外国人、出張者等に対する特性を踏まえることに留意する。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保することとする。

ウ 地図付の情報を提示する。

6 警戒区域の設定

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

町長は、災害が発生した場合において、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

7 避難場所の周知

避難場所については、住民などに見えやすい場所に位置及び避難経路を図示した標識の設置を図るものとする。

8 避難所における救護上の留意事項

(1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護内容は次のとおり

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し、県及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

9 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

大規模地震が発生した場合は、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し避難所を開設する。

(2) 避難所運営の基本的考え方

大規模な災害が発生し、避難所生活が長期化した場合、避難所運営に多くの町職員が従事し、本来行うべき復旧業務に支障を来すことがないよう、避難住民による自主運営で行うものとし、町職員は、巡回や避難所との通信等により、避難所の開設状況（開設日時・場所・収容人員等）などの実態把握に努め、災害対策本部との連絡を密にするものとする。

また、避難所運営マニュアルを施設管理者、地区代表者、消防団、町担当課で協議しながら、避難所ごとに作成することとする。

(3) 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、その内容に従って実施する。

- ア 避難所の開設・管理責任者及び運営体制
- イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（応急危険度判定）
- ウ 災害対策本部への報告、食糧・毛布などの備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務
- オ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理など日常生活上のルール、プライバシーの保護、要配慮者への伝達方法など）

- カ 本部との連絡方法の確保
- キ 避難所以外の避難者も含めた避難者などの情報、収集・報告様式
- ク その他必要事項

第8節 災害拡大防止活動

【担当；総務部、消防部、消防本部】

本節に示す一般的な事項は、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第10節；災害拡大防止活動の定めによる。なお、地震が原因で発生する火災等に対しては、次のとおり対策を実施する。

第1 初期消火体制の確立

- 1 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分發揮するため、防火用水・バケツ・消火器などを整備し、住民と連携した初期消火体制を確立する。
- 2 交通障害などにより消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬小型動力ポンプなどの整備を進める

第2 消防水利の整備

- 1 危険地域、住宅密集地などにおける消火栓、防火水槽の効果的な整備による地震発生時の水利を確保
- 2 河川、池などの自然水も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立案
- 3 消防団員は平時から水利場所を検討しておくこと

第3 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制を講ずる。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施するように努める。

- 1 住民・自主防災組織・消防団などは、地域の救助活動を実施
- 2 町・県・警察は、住民・自主防災組織などと協力して救助活動を実施

第4 被災建築物に対する応急危険度判定

町は、余震などによる建築物などの倒壊による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物などが安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体などの応急危険度判定士の協力を得て実施する。（応急危険度判定実施本部の設置）

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

また、町は、必要に応じて県に対し、応急危険度判定士の派遣などについての支援を要請する。

第5節 被災宅地の応急危険度判定

- 1 危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。
- 2 県は町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など関係機関との連絡調整体制を確立する。

第9節 緊急輸送活動

【担当；総務部、道路管理者、警察署】

(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第11節；緊急輸送活動を準用する。)

応急活動を効率的に実施するために、緊急性、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む

第10節 交通確保対策

【担当；総務部、道路管理者、警察署】

(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第12節；交通確保対策を準用する。)

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行う。

第11節 社会秩序維持活動

【担当；警察署、消防部】

(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第13節；社会秩序維持活動を準用する。)

直方警察署は、地震発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。町は、福岡県警察本部と協力し、災害警備を推進する。

第12節 地域への救援活動

担当事務	担当部署
1 飲料水の確保	
2 食料の調達、供給活動	総務部
3 生活必需品島の調達・供給活動	涉外部
4 医療・助産	福祉健康部
5 消毒・保健衛生	農政環境部
6 災害廃棄物処理	消防部
7 遺体の搜索、遺体の埋火葬計画	
8 被害動物の保護及び管理	
9 応急仮設住宅	

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第14節；地域への救援活動を準用する。）

町は、被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置することとする。

また、ライフラインの復旧及び救援物資の到着などが、大幅に遅延することを想定し、平常時から発災後3日分の水・食糧等の個人備蓄の広報を実施する。

第13節 関係者との連携協力の確保

【担当；総務部】

町及び防災関係機関は、応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行う。また、状況に応じて他機関に対して応援要請を行う。

第1 資機材、人材等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材等（以降「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくこととする。

(2) 町は、県に対し、物資等の確保状況を把握し、物資等の供給を要請する。また、県が必要上やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置を講ずる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成することとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 町が、災害応急対策の実施のため、必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は、資料編に記載する一覧のとおり。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

また、職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難場所等において一時的な急速・宿泊場所の提供を行う。

なお、帰宅困難者が大量に発生することが想定される場合は、駅頭において男女別のスペースを確保するよう要請する。

第14節 ライフライン等施設の応急対策

【担当；農政環境部、建築部、九州電力㈱、一般社団法人福岡県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】
(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第15節；ライフライン等施設の応急対策を準用する。)

関係機関は、電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施することとする。

第15節 教育対策

【担当；教育部】
(一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第16節；教育対策を準用する)
地震発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施する。

第16節 労務の提供

【担当；総務部、福祉健康部、農政環境部、建築部】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第17節；労務の提供を準用する。）

町は災害応急対策を実施するに当たるための人員の確保を行う。

第17節 要配慮者対策

【担当；総務部、福祉健康部】

災害発生時において、要配慮者への十分な配慮及び対策を行う。本節に示す一般的な事項は、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第18節；要配慮者対策の定めによる。

第1 実施内容

- 1 町は、発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- 2 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。
- 3 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、児童福祉施設設置者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討するものとする。

第18節 災害応急金融対策

【担当；金融機関】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第19節；災害応急金融対策を準用する。）

金融機関等は密接な連携を取りながら、円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第19節 災害応急融資

【担当；渉外部】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第20節；災害応急融資を準用する。）

金融機関等は、地震災害により被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行うものとする。

第20節 二次災害の防止

【担当；建設部、農政環境部】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第21節；二次災害の防止を準用する。）

町は、余震や降雨等による二次災害の防災活動を実施するものとする。

1 水害・土砂災害

余震・降雨などによる二次災害の発生危険箇所を調査の上、発見の場合は直ちに措置

2 建築物の倒壊

県と連携し応急危険度判定士による応急危険度判定を実施

第21節 自発的支援の受け入れ

【担当；総務部、調査・支援部、福祉健康部、社会福祉協議会】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第22節；自発的支援の受け入れを準用する。）

町、県及び関係団体はボランティアや義援金等の自発的な支援を積極的に受け入れることとする。

1 義援金品の受付

2 収支を記入するための帳簿整理

3 災害ボランティアセンターの活動支援

第2章 自衛隊の災害派遣

町は、人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行うものとする。

本章に示す定めのない事項は、一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣の定めによる。

第1節 災害派遣要請ができる範囲

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第2節；災害派遣要請ができる範囲を準用する。）

地震災害により、人命や財産保護のために必要な応急対策、又は災害復旧の実施に急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、町長が要請できない場合は、災害派遣をする旨と本町の災害の状況を自衛隊に通知するものとし、その際、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 災害派遣要請の手続き

【担当；町長（災害対策本部長）、総務部】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第3節；災害派遣要請の手続きを準用する。）

第3節 派遣部隊の受け入れ体制

【担当；総務部】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第4節；派遣部隊の受け入れ体制を準用する。）

町長は、県知事から災害派遣の通知を受けたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など、受け入れ体制に万全を期する。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第5節；派遣部隊の業務及び撤収等を準用する。）

第4編 災害復旧・復興対策

(一般対策編 第4編；災害復旧・復興対策を準用する。)

町は、必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めることとし、復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県、国との連携）を行うこととする。

復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮することとする。

特に、都市計画区域内においては、事前復興計画づくりに努めることとする。

また、発災後の被災建築物等の概況調査、復興地区区分の検討、第一次建築制限区域（案）の申出などの一連の行政手続きを円滑に進めることができるよう、定期的に模擬訓練などをを行うこととする。

第5編 重点的な取り組み

第1章 重点的な取り組みの趣旨

これらの地震対策を進めるにあたっては、強い揺れから命を守る対策を最優先にすることとする。

まず、第1期（3ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れから命を守る取り組みを進める。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取り組みの後押しも強化することとする。

以上を踏まえ、次の3つの対策を重点的に推進することとする。

- 命を守る対策
- 命をつなぐ対策
- 震災に強い人・地域づくり対策

第2章 命を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス・食器棚などの家具の転倒から身を守るために取り組みを進める。

また、情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

第1節 強い揺れから身を守る対策

第1 建物の倒壊から身を守るための取り組み

- 1 町及び県は、個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- 2 町は、公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- 3 町及び県は、民間建築物の耐震化の促進を図る。
- 4 町及び県は、耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策を推進する。

第2 家具等の転倒から身を守るための取り組み

- 1 町及び県は、個人住宅における家具等の転倒防止策の普及啓発を進める。
- 2 町は公共建築物内の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

第3 揺れを感じたときの行動を身に付けるための取り組み

- 1 町及び県は、身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。
- 2 町及び県は、家庭での防災用品や非常食料等の備えを推進する。
- 3 町及び県は、地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

第4 火災による被害をおさえる

- 1 町は、密集住宅市街地の改善を進める。
- 2 町は、大規模火災発生のおそれが高い地域に対して安全な避難方法を検討する。
- 3 町は、出火防止のため感震ブレーカー等の普及啓発に努める。

第3章 命をつなぐ対策

町は、地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行える体制づくりを進めることとする。

第1節 応急対策活動体制等の整備

第1 図上訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

第2 医療救護活動の体制整備

町、県及び医療関係機関は、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めることとする。

第3 緊急輸送道路の災害対策

町、県及び国は、緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めることとする。

第2節 広域避難体制等の整備

第1 町は県と協力して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。

第2 県は、市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

第3節 避難所等の整備

町は、指定避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進めることとする。

第5編 重点的な取り組み

また避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため必要な資機材等の整備を図り、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進めることとする。

第4章 震災に強い人・地域づくり対策

町及び防災関係機関は、これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震及び津波に対する正しい知識と行動力を身に付けるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げ、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、町全体の防災力の向上を図ることとする。

そのため町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとする。

第1節 町民等に対する防災知識の普及

町、県、自主防災組織及び防災関係機関は、町民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違いなどにも留意する。

第2節 町民への防災教育

町は防災関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、揺れに対する意識の啓発など、町民への防災教育を実施するものとする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら実践的な教育を行うものとする。

第1 一般啓発

(1) 啓発の内容

ア 地震・津波に関する基礎知識、地震発生時に具体的に取るべき行動に関する知識

イ 過去に発生した地震被害に関する知識

ウ 備蓄に関する知識

(ア) 3日分の食料、飲料水等の備蓄

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

エ 住宅等における防災対策に関する知識

(ア) 住宅の耐震診断と補強、防火に関する知識

(イ) 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫などの転倒防止や棚上の者の落下や
ロック扉の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防
災対策に関する知識

オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時に取るべき行動

カ 山・がけ崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識

キ 緊急地震速報、津波警報・注意報、防災気象情報、避難指示等に関する知識

ク 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

ケ 避難生活に関する知識

コ 応急手当方法等に関する知識

サ 早期自主避難の重要性に関する知識

シ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

ス 災害時の家庭内の連絡体制の確保

セ 災害情報の正確な入手方法

ソ 要配慮者への配慮

タ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識

チ 出火の防止及び初期消火の心得

ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

テ その他の必要な事項

(2) 啓発の方法

ア 広報誌、パンフレット、ポスター等の活用

イ 各種相談窓口の設置

ウ ※防災士を通じた啓発

エ 講演会、講習会の実施

オ 防災訓練の実施

カ インターネット（ホームページ）の活用

キ 各種ハザードマップ等の利用

ク 広報車の巡回による普及

※防災士 防災に関する十分な意識・知能・技能を有し、家庭・地域・職場において知識
と技術を効果的に発揮できる者。

第2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

町民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

第3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の実情に即した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、保育所から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。

このことを念頭に、児童、生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、地震等の災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした啓発を行う。

第3節 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で構想する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

第1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づき各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生のメカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

第2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

第3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

「ふつ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらで。



【ふっくら くら】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらで」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

鞍手町地域防災計画（地震対策編）

－平成30年1月作成－ 鞍手町防災会議

事務局 鞍手町総務課

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111
